上欄	下欄
文化財の保存技術	保存技術の保持者

有形文化財等関係

名称	氏名	雅号	生年月日	住所
金銀糸・平箔製作	鳥原　雄治		昭和二十五年八月二十七日	京都府京都市上京区北野西白梅町三九―八

○文部科学省告示第百三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月二日

文部科学大臣　林　芳正

上欄	下欄
越前鳥の子紙	越前生漉鳥の子紙保存会 会長　柳瀬　晴夫 福井県越前市新在家町八―四四　福井県和紙工業協同組合内

一　原料は、雁皮のみであること。

二　伝統的な製法と製紙用具によること。

1　白皮作業を行い、煮熟には草木灰又はソーダ灰を使用すること。

2　薬品漂白を行わず、填料を紙料に添加しないこと。

3　叩解は、手打ち又はこれに準じた方法で行うこと。

4　抄造は、「ねり」にトロロアオイ又はノリウツギを用い、簀又は紗張りの竹簀による流し漉きであること。

5　板干し又は鉄板による乾燥であること。

三　伝統的な越前鳥の子紙の色沢、地合等の特質を保持すること。

有形文化財等関係及び無形文化財等関係

名称	氏名	雅号	生年月日	住所
上絵具製造	辻　人之	辻　昇楽	昭和三十五年十月二十日	佐賀県西松浦郡有田町赤絵町二―一―四

○文部科学省告示第百三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる選定保存技術について、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として追加認定したので、同法第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月二日

文部科学大臣　林　芳正

上欄	下欄
選定保存技術	保持者

有形文化財等関係

名称	氏名	雅号	生年月日	住所
唐紙製作	小泉　幸雄		昭和二十二年八月二十七日	埼玉県八潮市大字大曽根一二五五―三
表装建具製作	黒田　俊介		昭和十九年一月二十四日	京都府京都市山科区西野野色町五―四一

○文部科学省告示第百三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月二日

文部科学大臣　林　芳正

上欄	下欄
文化財の保存技術	保存団体

有形文化財等関係及び無形文化財等関係

名称	団体の名称	代表者	事務所の所在地
竹筬製作	日本竹筬技術保存研究会	会長 下村　輝	京都府京都市右京区西京極東町一八

○文部科学省告示第百三十五号

重要無形文化財能囃子方大鼓の保持者安福建雄（平成十年文部省告示第百三号）は、平成二十九年七月十七日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月二日

文部科学大臣　林　芳正